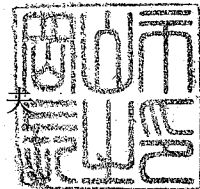


## 市街地再開発組合の設立認可の公告

都市再開発法（昭和44年法律第38号）第11条第1項の規定により、市街地再開発組合の設立を次のとおり認可したので、同法第19条第1項の規定により公告する。

令和2年8月11日

岡山市長 大森 雅夫



- 1 組合の名称  
岡山市蕃山町1番地区市街地再開発組合
- 2 事業所の所在地  
岡山市北区本町4番18号コア本町
- 3 事業施行期間  
令和2年8月から令和7年3月まで
- 4 施行地区  
岡山市北区蕃山町1番101、102、103、104、105、106、107、108、109、110、111、112、114、115、116、117、1001の一部、1002の一部、1005の一部、1007の一部、1014
- 5 設立認可の年月日  
令和2年8月11日
- 6 事業年度  
毎年4月1日から翌年3月31日まで
- 7 公告の方法  
組合事務所の掲示場のほか、組合が適当と認める場所に掲示して行う
- 8 個別利用区内の宅地への権利変換の申出をすることができる期限  
事業計画において個別利用区についての定め無し
- 9 権利変換を希望しない旨の届出をすることができる期限  
令和2年9月9日